

壁紙振興会 会則

制 定 平成 14 年 1 月 30 日
最終改正 平成 28 年 6 月 8 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、壁紙振興会と称する。

(所 在 地)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2. 本会は、理事会の決議により、支部を設けることができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的及び事業)

第 3 条 本会は、壁紙の品質向上及び普及、並びに壁紙の製造、流通、施工に関する業界の健全なる発展を図り、以って国民の住生活の質的向上に寄与することを目的とし、その達成のために次の事業を行う。

- (1) 壁紙及び壁紙施工に関する調査・研究
- (2) 壁紙及び壁紙施工に関する広報・普及
- (3) 壁紙及び壁紙施工に関する「壁紙品質情報管理システム」に基づく事業
- (4) 壁紙及び壁紙施工による室内環境の安全性確保に関する事業
- (5) 壁紙の環境並びにリサイクル及び壁紙等の廃棄物処理等に関する調査・研究並びに事業
- (6) 壁紙の統計に関する事業
- (7) 関係官公庁・団体との連絡・情報交換等の交流事業
- (8) その他本会の目的に関連する事業

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、壁紙に関する事業者である法人、団体又は個人であつて

次条記載の入会手続きを経たものを指す。

(入会手続き)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事2名以上の推薦を以って、理事会所定の手続きによって申し込み、総会の承認を受けなければならない。

(会費等)

第7条 会員は、細則に従って入会金及び会費を負担するものとする。

2. 既に納入した入会金及び会費については、理由の如何にかかわらずこれを返却しないものとする。

(退会)

第8条 会員は、1ヶ月以上前までに退会届を提出して本会を退会することができる。

2. 会員が、次の各号の一つに該当する場合は、退会届の提出がなくとも退会したものとみなす。

(1) 破産、民事再生又は会社更生の申立をし、もしくは申立を受け、又は解散の決議をしたとき。

(2) 一般社団法人 日本壁装協会の社員資格を喪失したとき。

(3) 会費の納入が当該事業年度内になされなかつた場合にはその当該年度末

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を著しく毀損し、又は本会の目的に反する行為をなしたときは、総会の特別決議（出席者の3分の2以上の賛成）によって除名することができる。

第4章 会議

(会議)

第10条 会議は、総会及び理事会とする。

2. 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の成立)

第11条 総会は、会員によって構成され、その半数以上の出席によって成立する。

2. 会員は、各一個の議決権を有する。

(総会の開催)

第 12 条 定時総会は、年 1 回事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催するものとし、臨時総会は、次の場合開催することができる。

(1) 理事長が必要ありと認めたとき。

(2) 会員の 15 名以上もしくは監事より会議の目的を示した文書をもって開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 13 条 総会は、理事長が招集し、開催日の 1 週間前までに開催日時、場所及び付議事項を示した文書をもって通知するものとする。ただし、緊急の場合にあってはその限りではない。

(議決権の代理行使)

第 14 条 会員は総会に出席できない場合、当該議決権を行使するため、出席する他の会員を代理人として委任することができる。この場合、代理人は、代理権を証明する書面を、総会開催後は議長に、それより前は理事長に提出しなければならない。

2. 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(総会事項)

第 16 条 総会は、本会則に定めるもののほか、次の事項を付議する。

(1) 会則の変更

(2) 事業計画及び予算の決定

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 重大なる義務の負担及び権利の放棄に関する件

(5) 新規会員の承認

(6) その他理事長が必要ありと認める事項

2. 前項のうち会則の変更は特別決議（3 分の 2 以上の賛成）とする。

(理事会の招集)

第 17 条 理事会は、理事長が必要ありと認めたとき招集し、過半数の出席をもって成立とみなす。ただし緊急の場合はこの限りではない。

2. 前項のほか、理事の 6 名以上が会議の目的を示して理事会の開催を請求したときは、1 ヶ月以内に招集することができる。

3. 理事会の議長は理事長が当たる。

(理事会事項)

第 18 条 理事会は、本会則に定めるもののほか、次の事項を付議する。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 規約類の制定並びに改廃
- (3) その他理事長が必要と認める事項

(議 決)

第 19 条 総会及び理事会の議決は、出席者の過半数の議決による。

第 5 章 役員及び職務

(員 数)

第 20 条 本会には、役員として理事 3 名以上 20 名以内及び監事 1 名以上 2 名以内を置く。

(資格及び選出方法)

第 21 条 本会の理事及び監事は、総会において、会員の中から選任する。ただし、必要ある時は、会員以外の者から選任することを妨げない。

(任 期)

第 22 条 理事の任期は、就任後 2 年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として選任され又は他の在任理事がいる間に新たに選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。他の在任理事がいない場合には、前任者の在任期間と同一とする。
3. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任され又は他の在任監事がいる間に新たに選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残任期間と同一とする。他の在任理事がいない場合には、前任者の在任期間と同一とする。

(競業及び利益相反取引の禁止)

第 23 条 理事は次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けて行い、事後に遅滞なくその重要な事実を理事会に報告しなければならない。

- ①理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようと

するとき。

②理事が自己又は第三者のために本会と取引しようとするとき。

③本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事の利益が相反する取引をしようとするとき。

(理 事 長)

第 24 条 本会には、理事長 1 名を置き、理事会の決議により理事の中からこれを定める。

(副理事長)

第 25 条 本会には、理事会の決議により、理事の中から副理事長 2 名以内を選任することができます。

(専務理事・常務理事)

第 26 条 本会は、理事長が指名しつつ理事会の承認により、理事の中から専務理事 1 名以内、常務理事 2 名以内をそれぞれ置くことができる。

(理事長、副理事長、専務理事、常務理事、理事の職務)

第 27 条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 . 副理事長は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

なお副理事長が複数いる場合は、選任の際に理事長がその代行順位を定め、理事会の議事録に記録する。

3 . 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して会務を掌理し、理事長及び副理事長事故あるときは、その職務を代行する。

4 . 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して専務理事とともに会務を分掌し、理事長及び副理事長並びに専務理事に事故あるときは、その職務を代行する。

なお常務理事が複数いる場合は、選任の際に理事長が職務代行順位を定め、理事会の議事録に記録する。

5 . 理事は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事とともに理事会を構成して会務を分掌する。

6 . 理事は、理事会を構成する。

(監 事)

第 28 条 監事は、会務及び会計を監査する。監事は、他の役員を兼ねることができない。

(顧問及び参与)

第 29 条 本会には、顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3. 顧問及び参与は、本会の運営に関する重要な事項について理事長の諮問に当たる。

(役員の報酬)

第 30 条 役員の報酬は、原則として支給しない。

第 6 章 委 員 会

【削 除】

第 7 章 資産及び会計

(資 産)

第 31 条 本会の資産は、次の収入による。

(1) 会 費 等

(2) 寄 付 金

(3) 資産より生ずる果実

(4) その他の収入

(資産の管理)

第 32 条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法の基本原則は理事会によって定める。

2. 本会の資産は、第 3 条に掲げる事業の範囲内で、定められた予算に基づき、特に公益性が高いと本会理事会が判断する事業のために支弁する。

(経 費)

第 33 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 34 条 本会の事業会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

(暫定措置)

第 35 条 本会則の定めにかかわらず、止むを得ない事由により予算が成立しない場合は、理事会の承認により、予算が成立するまでの期間、前年度の予算に準

じた収入及び支出を実行することができる。

2. 前項の収入及び支出については、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

第8章 事務局等

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局に職員を雇用することができる。

2. 事務局の職員は専務理事が任免する。
3. 事務局の機構並びに運営については、理事長の指示に基づき専務理事が統轄する。

(業務の委託)

第37条 本会の業務は、本会則又は団体の性質によって禁止されている事項を除き、理事会の承認によってこれを他に委託することができる。

第9章 解散

(解散の事由)

第38条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の特別決議
(2) 会員が一名になったとき。
(3) 合併（合併により本会が消滅する場合に限る。）
(4) 破産手続きの開始の決定
(5) 解散を命ずる判決

(継続)

第39条 前条第1号の場合においては、新たに清算手続きが結了するまで、総会の特別決議をもって、本会を継続することができる。

2. 前条第2号の場合においては、新たに会員を入会させて、本会を継続することができる。

(合併)

第40条 本会が合併するには、総会における特別決議を要する。

第 10 章 清 算

(清算方法)

第 41 条 本会が解散したときの清算人は、総会において解散決議とともに定めた場合を除き、理事長が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 42 条 本会の残余財産の帰属は、総会の決議によりこれを定める。

附 則

第 1 条 本会則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 本会則の平成 15 年 6 月 12 日改正は、有限責任中間法人 日本壁装協会設立日から施行する。

第 3 条 日本壁装協会会則は、本会則の施行日に廃止する。

第 4 条 本会則の施行日前における日本壁装協会正会員は、本会則第 5 条の会員となることができる。

第 5 条 本会則による壁紙振興会は、日本壁装協会会則にもとづく日本壁装協会の資産のうち、有限責任中間法人 日本壁装協会に移行されなかった権利・義務を継承するものとする。

第 6 条 日本壁装協会会則によって選任された役員の任期は、本会則による役員の就任まで、その任にあたるものとする。

第 7 条 本会則の改正は、平成 28 年 6 月 8 日から施行する。

壁紙振興会 細則

(入会金及び会費等)

第 1 条 会則第 7 条にもとづく会員の入会金並びに年度会費の金額は次のとく定める。

入 会 金	年 度 会 費
3 0 0 , 0 0 0 円	1 2 0 , 0 0 0 円

2. 前項に定める入会金並びに会費は、本会則施行日より、理事会が必要ありと認めるまでの間、これを徴収しない。

第 2 条 毎会計年度 10 月 1 日以後に入会するものの年度会費については、前条に定める年度会費の 2 分の 1 を越えない範囲でこれを減額することができる。

- 第3条 本会は創立以来の資産を有効に活用することを主たる業務とするため、当分の間新規会員の募集は停止する。
- 第4条 本細則の改廃は、総会の議決による。
- 第5条 本細則は、平成15年4月1日から施行する。
- 第6条 本細則の平成15年6月12日改正は、有限責任中間法人 日本壁装協会設立日から施行する。
- 第7条 本細則の改正は、平成15年11月19日から施行する。